

「栃木県公共施設等総合管理基本方針」の概要

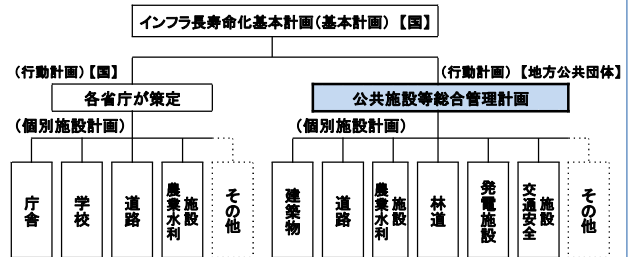
第1章 はじめに

1 策定の趣旨

県が所有・管理するすべての公共施設等について、全庁的・長期的な観点から課題を整理し、維持更新費用の軽減・平準化を図るとともに、次世代に良好な状態で引き継ぐことができるよう、今後の管理に関する基本的な方針を明らかにすること

2 位置付け

- 国が平成25年11月29日に決定した「インフラ長寿命化基本計画」におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）
- 総務省から平成26年4月22日付け通知により策定を要請された公共施設等総合管理計画



3 対象とする公共施設等

県が所有・管理するすべての公共施設等

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現況 ⇒ 「膨大な公共施設等の老朽化が加速的に進行」

- 本県は、道路をはじめとするインフラ施設のほか、庁舎・学校等の建築物など、多くの公共施設等を所有・管理
- 高度経済成長期以降に整備されたものが多く、今後老朽化が加速的に進行

2 総人口や年代別人口の今後の見通し ⇒ 「人口減少と少子高齢化が進んでいく」

- 昭和30年代後半以降、一貫して増加してきた本県の総人口は、平成17年の約201万8千人をピークに緩やかに減少
- 現在の少子化や人口移動の傾向が今後も継続すると、平成72年（2060年）には、本県の総人口は120万人を下回り、高齢化率は42.7%に達する見込み
- 今後段階的に、合計特殊出生率を向上させ、人口移動を収束させた場合、平成72年（2060年）に150万人以上の総人口を確保できる見通し

3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の試算及び財政状況の見通し

⇒ 「公共施設等の修繕・更新等に充当できる財源の確保は厳しい」

(1) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の試算

(平成29年度から平成78年度までの50年間)

- 施設種別ごとに「従来通り管理を行った場合」と「長寿命化対策を行った場合」の維持管理・修繕・更新等経費を機械的に試算

試算結果※1	従来通り管理	長寿命化対策実施	長寿命化対策実施+総量縮小
建築物	年平均 約280億円	年平均 約230億円	年平均 約200億円
インフラ※2	年平均 約250億円	年平均 約150億円	—

※1 試算は一定の前提条件のもとで、機械的に算出したものであり、実際の必要額とは異なる

※2 道路、河川、砂防、ダム、下水道、都市公園、空港、治山施設、林道、自然公園等施設、発電施設、水道・工業用水道施設、交通安全施設

(2) 今後の財政収支見込みについて

- 本県の中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費の増加等により、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に充当できる財源の確保は大変厳しい状況
- 行財政改革大綱に掲げる財政健全化への取組を推進しつつ、限られた財源を有効に活用することが必要

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 対象期間

平成28年度から平成37年度までの10年間

2 全庁的な取組体制の構築

県有財産総合利活用推進会議を活用し、関係部局と連携しながら、総合的かつ計画的な管理を推進

3 現状や課題に関する基本認識

(1) 老朽化への対応

老朽化に伴い施設の安全性の低下や機能劣化が危惧されることから、適切な維持保全による安全性の確保が必要

(2) 増大する維持更新費用への対応

厳しい財政状況の中、公共施設等の維持・更新等予算の大幅な増額は容易でないことから、予防保全の考え方を取り入れた計画的な長寿命化対策の実施が必要

(3) 人口減少等への対応

人口減少、少子高齢化の進行に伴い、長期的には県民の利用需要の変化を踏まえた公共施設等の最適化に取り組むことが必要

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

次の3つを基本的な方針とし、県民が必要とする行政サービスの維持・向上に取り組む

方針1：安全・安心の確保

公共施設等の点検・診断や維持保全を適時適切に行い、事故防止や防災・減災を図ることにより、県民の安全・安心を確保

方針2：公共施設等の長寿命化

今後も利用する公共施設等については、優先順位を設定して予防保全による長寿命化を推進

方針3：公共施設等の最適化

建築物について、適正な規模・配置等を踏まえた利活用を検討し、最適化を推進

(2) 実施方針

項目	具体的な取組方針
① 点検・診断等	○ 施設類型ごとの点検・診断等の実施基準に従い、施設管理者による点検等を実施するとともに、その結果を蓄積し、維持管理業務に活用
② 維持管理・修繕・更新等	○ 公共施設等の維持管理については、それぞれのマニュアル等に基づき、適切に実施 ○ 修繕・更新等に当たっては、長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、優先順位を付けるなど計画的な予防保全を実施 ○ 更新等を実施する場合は、当該施設の必要性を検証するとともに、民間活力（PPP/PFI）の活用について検討
③ 安全確保	○ 点検・診断等を行い、公共施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切に実施することにより、利用者等の安全を確保
④ 耐震化	○ 建築物については「栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）」に基づき引き続き耐震化を推進 ○ インフラ施設については、施設の重要度を踏まえた耐震化を推進
⑤ 長寿命化	○ 施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を速やかに策定し、施設の長寿命化を推進
⑥ 統合・廃止	○ 建築物については、施設評価を実施し、建物の更新、施設の統廃合・集約化等を検討
⑦ 体制の構築	○ 公共施設等を適切に維持管理していくため、研修会の開催や各種マニュアルの作成等により、施設管理者の知識及び技術の向上等を推進 ○ より効果的・効率的な施設管理が可能となる場合には、関係機関との連携体制を構築・強化

5 フォローアップ

- 進捗状況等については、適宜議会に報告するとともに、県ホームページなどを活用し公表
- 対象期間内であっても必要に応じて基本方針の見直しを実施

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 第3章を踏まえ、下記の15類型について、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定める。
- 施設類型ごとの具体的な対応方針については、この方針をもとに、各施設管理者が策定する個別施設計画において定める。

1 建築物 (庁舎、県民利用施設、県営住宅、学校、警察署等)

- 施設の主たる建築物を中心に長期修繕計画等を作成し、全庁的な視点で優先度を見極めながら計画的に予防保全工事を実施する。
- 建築物性能や利用状況等を把握して施設評価を実施し、今後の利活用方針について「継続利用」「改修・建替検討」「用途変更検討」「統廃合・廃止検討」に分類した上で、保有する建築物の最適化を図る。 等

2 道路 (橋梁、歩道橋、トンネル、道路アンダー、地下道、シェッド等、舗装等)

- 点検・診断等の結果に基づき各施設の「長寿命化修繕計画」を策定し、計画的かつ効果的な修繕を行い施設の長寿命化に努める。また、これまでの事後保全から予防保全へと転換を図ることで、トータルコストの縮減及び予算の平準化に努める。 等

3 河川 (樋門・樋管、水質浄化施設、水文観測施設、トンネル河川等)

- 点検・診断の結果に基づき、「(仮称) 栃木県河川管理施設長寿命化修繕計画」を策定し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。 等

4 砂防 (砂防堰堤、床固工、山腹工、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等)

- 蓄積した点検・診断・修繕履歴などのデータを基に施設の健全度や重要度等を勘案し、「(仮称) 栃木県砂防施設長寿命化修繕計画」を策定し、これまでの事後保全から、事後保全と予防保全に分類した施設管理に切り替え、経済的かつ効果的な修繕・更新等の措置を講じることにより、既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保する長寿命化に取り組むものとする。 等

5 ダム

- 「栃木県ダム長寿命化修繕計画」に基づき事後保全から予防保全に転換することにより、経済的、効果的な施設管理を行う。 等

6 下水道 (管路施設、中継ポンプ場施設、処理場施設、汚泥資源化施設)

- 社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、「栃木県下水道長寿命化計画」に基づきライフサイクルコストの最小化、予算の最適化等、予防保全型の老朽化対策を適用する等、ストックマネジメント手法を踏まえた老朽化対策を展開する。 等

7 都市公園

- 「栃木県公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化し共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理し、長寿命化に取り組む。 等

8 空港 (ヘリポート)

- 「(仮称) 栃木ヘリポート施設長寿命化計画」を策定し、空港土木施設の長寿命化を図るとともに、維持管理費用のトータルコストの縮減や歳出予算の平準化に資するものとする。 等

9 農業水利施設 (農業用ダム、頭首工、用水機場、排水機場、ため池)

- 「農業水利施設保全管理指針」に基づき設置した農業水利施設保全管理推進委員会及び地域委員会を通じて、県、市町、施設管理者がそれぞれの役割を担い、相互の綿密な連携のもと、適切な保全管理に努めていく。 等

10 治山施設 (溪間工(谷止工・床固工)、山腹工)

- 点検・診断等の結果に基づき、「(仮称) 治山施設長寿命化修繕計画」を策定し、更新、機能強化も含めた施設の機能の維持・強化に必要な対策を適切な時期に実施し、将来にわたって求められる機能を適切に発揮し続けるための長寿命化対策の充実を図ることとする。 等

11 林道 (橋梁、トンネル、舗装)

- 点検・診断の結果に基づき、施設ごとの長寿命化計画を策定し、計画的かつ効果的に修繕等を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、次の点検診断等を実施するメンテナンスサイクルを構築する。また、これまでの事後保全から予防保全へと転換を図ることで、コストの縮減と平準化に努める。 等

12 自然公園等施設 (橋梁、車道、栈橋、展望施設、駐車場)

- 点検等の情報に基づき適切に管理するとともに、長寿命化計画(自然公園等施設改修計画)を策定し、計画に基づき利用状況や老朽化の程度を考慮して、計画的に改修等を実施する。 等

13 発電施設 (発電所、発電用ダム)

- 点検・診断の結果を踏まえ、設備ごとに適切な管理に努めるとともに、電気事業中期改修計画に基づき、施設の重要度、老朽化度等を勘案し、計画的な設備の修繕及び改修を実施する。 等

14 水道・工業用水道施設 (浄水施設、配水管路等)

- 修繕・更新等については、施設の重要度、老朽化度等を勘案して、点検等に基づき設備更新等長期計画を策定し、計画的に実施する。 等

15 交通安全施設 (交通信号機)

- 信号機の機能を適正に維持するため、実効性のある定期的な点検・診断体制を確立し、これにより得られた情報を基に、適切な時期に補修、更新、撤去等を行う。 等